

第4章 計画推進のための取り組み

(1) 計画推進体制の充実

①障害者長期計画推進委員会等での取り組みの推進

本計画は、公募による市民、当事者・事業者等の関係団体、関係機関等の代表者が参加する寝屋川市障害者長期計画推進委員会において具体的な推進方策や進捗状況に関する検討を行いながら、推進していきます。

また、推進委員会と連携して各事業を推進していくための組織として庁内関係部局・関係機関等で設置している障害者長期計画推進連絡会・ワーキングで、関係部局・機関等間の連携なども含め、事業の具体的な推進についての協議等を行っていきます。

②地域自立支援協議会との連携の推進

寝屋川市地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平な実施を軸としながら、障害のある人の地域での自立生活を支援する体制を整備するよう、当事者・事業者等の関係団体、行政関係機関等が参加して設置され、全体会と各課題に対応した部会・ワーキングで協議が行われています。各部会・ワーキングでは本計画に掲げる事項を推進していくうえでの具体的な検討も行われ、課題や提案が全体会で集約されることから、地域自立支援協議会と障害者長期計画推進委員会が密接に連携して取り組んでいくよう推進します。

(2) 事業の推進体制の充実

①サービス提供体制の充実

障害のある人が地域で自立して生活していくうえでの基盤となる障害福祉サービス等を的確に提供していくよう、福祉サービス事業者や従事者の確保と質の向上に事業者団体等と協力して取り組みます。また、適切な事業運営を促進するための制度のさらなる充実について、国・府等に要望していきます。

また、障害福祉サービス等と連携しながら、多様なニーズに対応した支援を行っていくよう、障害のある当事者等を含めた市民や関係団体、民間事業者等のインフォーマルな活動や事業をすすめる体制づくりも推進していきます。

さらに、市が行う事業の着実な推進を図るよう、職員の専門性の向上や必要な体制の整備等に取り組んでいきます。

②相談支援体制の充実

的確なサービス提供を行っていくうえで「要」となる役割を担う相談支援の充実を図っていくよう、相談支援の中核となる窓口（Ⅲ-1-(1)-2)-①(p. 52)を参照)を中心として、相談支援に関わる機関等のネットワークによる取り組みを推進します。また、

そのなかで多様なニーズに的確に対応できる相談支援体制を確立するよう、相談支援員等の確保や専門性の向上等に取り組んでいきます。

(3) 計画的・効果的な事業実施の推進

①障害福祉計画との連携の推進

本計画に掲げる事項のうち、障害福祉サービス等については障害者自立支援法に基づいて3年ごとに策定する障害福祉計画でサービス見込み量等を含む推進方策を策定し、推進していきます。

また、その他の事項についても、障害福祉計画で3年間に重点的に取り組む事項などを定めるよう検討し、推進していきます。

②他の計画等との連携の推進

本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である寝屋川市総合計画のもとで関連する多くの分野の計画等と連携を図りながら推進するよう、総合計画実施計画への反映を図るとともに、次期総合計画においても整合性を保つよう推進します。

また、保健福祉のマスタープランである寝屋川市地域福祉計画のもとで、寝屋川市高齢者保健福祉計画や寝屋川市こどもプラン等との連携を図りながら推進するよう、地域福祉計画で検討事項としている保健福祉分野の計画を体系的・一体的に推進するための審議会的な組織づくりなども含め、関係部局等と協力して取り組んでいきます。

③効果的な事業実施の推進

本計画に掲げる事項については、障害者長期計画推進委員会等で進捗状況等に関する評価を行いながら、効果的に推進していきます。そのなかで、事業効果が不十分な事業については積極的に見直し行うなど、事業の再構築にも取り組みます。